

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）会議録（第4日）

平成25年6月17日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)

追加日程第1 意見書案第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書の提出について

- 7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	中 井 政 喜	14番	佐 野 芳 彦
15番	井 村 淳 子	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局長 上田 眞也  
書記 首藤 智子

書記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 北川 嘉明  
教育長 寺田 寛文  
生活福祉部長 井手 俊郎  
教育次長 神南 隆司

副町長 八幡 儀則  
総務部長 香田 大然  
経済建設部長 堂本 正広  
財政課長 堀 恭一

(開議 午前9時59分)

○議長(橋本恭子) 皆さんおはようございます。

平成25年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第3回太子町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(橋本恭子) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年度4月分及び平成25年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承いたします。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承いたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告

○議長(橋本恭子) 日程第2、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告を行います。

新庁舎建設調査特別委員会から5月27日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出さ

れましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

日程第3 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第3、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお配りしておりますので、これをもとに御報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、平成25年6月7日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年6月13日(木)午前9時58分から午後0時13分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。上位法である地方税法の一部を改正する法律が公布施行されたことにより、本条例を改正するものです。主な質疑答

弁は次のとおりです。

住民税の寄附金税額控除の復興特別所得税分の縮減を問う質疑がありました。それに対して税務課長からは、平成25年1月から復興特別所得税が創設され、所得税が増える状況になる。ふるさと納税は所得税及び住民税で2,000円を超える金額について税額控除、所得控除で寄附された方に返す制度であり、今回復興特別所得税が創設された関係で所得税の税額控除が増えることになるが、寄附金控除そのものは2,000円を超える額と決まっているので、所得税の控除が増えると住民税の控除がその分少なくなることになる。所得税と住民税の案分が若干変わったという改正となるとの答弁がありました。

この条例改正で太子町に特に関連するもの、影響あるものを問う質疑があり、税務課長から、①寄附金税額控除については、ふるさと納税した人が昨年で16名ほどあったが、その方たちには税額控除の総額そのものは変わらない。②延滞金については、今回金利等が低いこともあり国税が改正されたのを受けて地方税法も改正になった。本町条例も改正するということである。③住宅借入金の特別控除については、期限が平成25年末の入居までとなっているのをさらに4年間延長するもので、納税者にとって非常に有利な部分になると思う。④認定NPO法人に関しては、町内に事業所を置く事業所であるので、住民の寄附によってNPO法人の活動がますます活発になろうかということになると思うとの答弁がありました。

(2)審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第4、議案第36号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員。

○森田眞一議員 皆さんおはようございます。

それでは、お手元のほうに配付されておりますが、委員会審査報告書を読み上げ、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第36号。付託年月日、平成25年6月7日。件

名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年6月11日火曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。改正理由が地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴ってとなっているが、今回の地方税法の一部改正の趣旨は何かの質問について、国保税の部分は地方税法で規定されている関係で、国保税の部分も改正された。国保加入者の中で75歳以上になり、後期高齢者に移行された人がある世帯は、この制度がスタートした平成20年度から5年間の軽減措置がされてきた。しかし、24年度で切れてしまう方が多いので、その期間を延長するというのが今回の改正の趣旨だと考えるとの答弁があった。

また、国民所得が上がらないことから、少しでも負担軽減する意味合いもあるのかの質問に、そういうことも考えられるとの答弁があった。

特定世帯等の軽減になる世帯数とか人数はとの質問に、平成24年度で把握しているのは、(1)後期高齢者医療移行者が属する世帯の国保税軽減特例の恒久化対象世帯が594世帯、そのうち実際に金額的に影響のあるのは207世帯、(2)国保税の軽減特例の延長によるものが114世帯であるとの答弁があった。

また、このことによる町の国保財政への影響については、(1)後期高齢者医療移行者が属する世帯への国保税軽減特例の恒久化で115万円ほどの減、(2)国保税の軽減特例の延長によるものが80万円ほどの減で、合計約200万円の減収が見込まれる。ただし、(1)については、県の保険基盤安定負担金が約86万円入ってくるとの説明があった。

今後、高齢世帯がどんどん増えることにより200万円はどうなるのかの質問に、条例改正での一定の条件に該当する方はそれほど多くないと思われる。例えば、夫が後期高齢者

へ移行し、1歳違いの妻であれば該当期間は1年だけである。平成20年に後期高齢者の制度ができて、夫が75歳で後期高齢者へ、妻が70歳であれば5年間継続した後、どちらも国保から外れ、該当しなくなるが、今回その年の差が8歳まで広がったということである。それ以上の差の方がそんなに多くおられるとは思われないので、額が増大していくとは考えにくいとの答弁があった。

このことによるシステム変更に係る経費について63万円であり、周知については、加入者全員に国保だよりを当初の納税通知書に同封してお知らせするとともに、広報、ホームページにおいても知らせたいとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第37号。付託年月日、平成25年6月7日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年6月11日火曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。今回の改正は兵庫県のこども医療費助成事業実施要綱が一部改正されたことに伴いなされるもので、「県の助成制度の改正に伴う太子町福祉医療費助成制度の変更点」を表にした資料をもって説明を受けました。

①乳幼児等医療、重度障害者医療、母子家庭等医療費助成制度は小学校3年生までが対象になっている。この分は太子町福祉医療費助成条例で規定をしています。

②こども医療費助成制度は小学校4年生から中学校3年生までが対象である。この分は、こども医療費助成事業実施要綱で規定を

しています。こども通院医療費の助成対象及び入院医療費の一部負担金の助成方法に県の変更がありました。こども通院医療費の助成対象については、県は現行小学校6年生までであったものを変更後中学校3年生までにしました。町の対応としては、平成23年10月から県の制度に上乘せをして、既に中学校3年生まで助成対象としているため変更はありません。

なお、これにより県補助金が約200万円増加する見込みであり、今後補正する予定であると説明がありました。

また、これに伴う例規改正、システム変更は不要であります。

今回改正の必要があるのは、入院医療費の一部負担金の助成方法についてで、現行は県、町とも償還払いであるが、変更後はともに現物給付となります。本町の対応として、太子町福祉医療費助成条例、こども医療費助成事業実施要綱で規定している「償還払い」の文言を削り、入院にも適用する改正が必要となります。これによる影響については、現物給付に変更となることにより、請求漏れがなくなるため、若干の扶助費の増が予想されるが、ほとんど影響はないと考えられるとの説明がありました。

この改正は利用者にはすごく便利になるわけだが、7月1日からの施行で、どのように周知を図るかの質問に、7月に受給者証の更新があり、受給者証にパンフレットを同封したり、広報等で周知をすると答弁がありました。

また、委員から、償還払いとか現物給付という文言は一般の方にはわかりにくいとの意見が出され、委員全員同様の意見でありました。

(2)審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。附帯意見として、「周知に当たっては償還払いとか現物給付等の行政用語には説明をつけ加えること。」をつけることにいたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委員会委員長長森田眞一議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第36号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について**

○議長(橋本恭子) 日程第6、請願第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員。

○森田眞一議員 請願審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件。受理番号、請願第4号。付託年月日、平成25年6月5日。件名、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。平成25年6月11日火曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。紹介議員の藤澤議員及び参考人として兵庫県教職員組合揖龍支部の村瀬書記長の出席を求め、内容及び理由についての説明を受け、審査を行った。村瀬書記長か

らは、近年の社会情勢の変化から、いじめ問題、不登校問題などが非常にクローズアップされていることや、子供たちもグローバルになってきて、日本語指導、あるいは障害のある子供たちへの対応等も課題となってきたこと。個々にかかわる児童・生徒に指導、支援していく上で、教師一人一人が子供に対してきめ細かな対応することが1学級の人数が多いことによって困難になってきている。それとともに、我が国はOECD加盟国のうちでも、1学級の人数が非常に多いこと、教育に係る国の財政支出が国内総生産の3.6%と最低ランクにあること、また公財政教育支出がアメリカやヨーロッパ諸国と比べても非常に低い等の詳細な説明がありました。

兵庫県は4年生まで35人学級であるがとの質問について、加配教員を充てることによって学校ごとに運用しているとの説明がありました。

その他、各家庭の収入格差、経済格差と教育格差について、教師の残業時間の状況、土曜授業のことなど質問がなされました。

福祉文教常任委員会では、少人数学級の推進は、直接的な子供の学力面だけでなく、学級・学校運営、教員の負担面からも考えて必要であると判断、意見書を提出する必要があるとまとめました。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上であります。どうぞよろしく願いたします。

○議長(橋本恭子) 以上で福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)

(再開 午前10時23分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 意見書案第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書の提出について**

○議長(橋本恭子) 追加日程第1、意見書案第1号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書の

提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して森田眞一議員、趣旨説明をお願いします。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時25分)

○議長(橋本恭子) 再開いたします。

○森田眞一議員 申しわけありません。

それでは、趣旨説明を申し上げます。

意見書を読み上げて趣旨説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書(案)。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続けてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。

また、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。

こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。兵庫県としても、35人学級編制の推進等に必要な教職員定数の確保や定数改善計画の策定を国へ要望しています。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中・高校の望ましい学級規模」として26人から30人を上げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

子供たちが全国どこに住んでいても機会均

等に一定水準の教育を受けることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、2014年度政府予算編成において、下記事項の実現について取り組まれることを強く要請します。

記。1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年6月17日。内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣下村博文様、総務大臣新藤義孝様。兵庫県太子町議会議長橋本恭子。

以上であります。よろしく願います。

○議長（橋本恭子） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案について、議事の順序を省略し、これから直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（橋本恭子） 日程第7、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時32分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 閉会に当たりまして、

一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月4日の招集以来、本日までの14日間でしたが、この間、議員各位には予算関係、条例改正など重要な案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。ここに議員各位の御精励に対し、深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼申し上げます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意をあらわしますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分反映されますよう強く望むものであります。

最後に、これから本格的な梅雨を迎え、日増しに暑さも厳しくなっております。議員各位には、この上とも御自愛をいただきまして、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

北川町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（北川嘉明） 平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会されました今期定例町議会におきましては、条例案件を初めとする重要案件について慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ暑さもひとしおの毎日を迎えますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 清 原 良 典

署名 議員 中 島 貞 次